

○国立大学法人埼玉大学教育機構基盤教育研究センター 規程

改正 令和2. 5.28 2規則8 令和4. 3.17 3規則41
令和5. 2.16 4規則45 令和6. 2.15 5規則48
令和7. 3.27 6規則49

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構基盤教育研究センター（以下「基盤教育研究センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基盤教育研究センターは、全学的な教育に係る事項の企画案の作成及び決定された企画の実施を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 基盤教育研究センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育に係る事項についての企画案の作成及び決定された企画の実施
- (2) 教養・スキル・リテラシー科目（英語スキル教育科目群、外国語科目群及び学部基盤科目群を除く。）に係る事項についての企画案の作成及び決定された企画の実施
- (3) 地域社会・市民社会と連携した教育に関する企画案の作成及び決定された企画の実施
- (4) 全学的なファカルティ・ディベロップメントに係る事項についての企画案の作成及び決定された企画の実施
- (5) 国際的に活躍する開発人材を育成する全学的な教育プログラムに関する企画案の作成及び決定された企画の実施
- (6) その他基盤教育研究センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 基盤教育研究センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 基盤教育研究センターの教育・研究担当を命ぜられた教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、教育推進室長が兼ねる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は教育推進室長の任期とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 基盤教育研究センターに、基盤教育研究センターの運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、基盤教育研究センター運営会議を置く。

(審議事項)

第8条 運営会議は、第3条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第9条 運営会議は、第4条に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第10条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

4 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 基盤教育研究センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 基盤教育研究センターの事務は、学務部全学教育課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和2. 5.28 2規則8)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則41)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 2.16 4 規則45）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5 規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7. 3.27 6 規則49）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。